

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第21号	
事故等種類	運航不能（舵故障）	
発生日時	平成23年1月22日（土） 12時10分ごろ	
発生場所	静岡県静岡市用宗港沖西防波堤灯台から真方位067° 3.4海里付近 （概位 北緯34° 56.5′ 東経138° 26.3′）	
事故等調査の経過	平成23年1月26日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート まんぼう、5トン未満（長さ10.30m）	
船舶番号、船舶所有者等	242-4028 静岡、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	操舵装置油圧パイプの亀裂	
事故等の経過	本船は、船長が友人等3人を乗せ、静岡県駿河湾で魚釣りを終えて静岡市清水港に向け帰航中、平成23年1月22日12時10分ごろ、操舵不能となったので、海上保安庁に救助を要請した。 本船は、巡視艇にえい航され、16時45分ごろ、用宗港に入港した。	
気象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力2、視界 良好	
その他の事項	本船は、その後の点検の結果、操舵装置の油圧パイプに亀裂を生じ、作動油が流出して操舵不能となったことが判明した。 同油圧パイプは、外径約8mmの銅製で、亀裂は長さ約5mm、幅約1mmであり、亀裂発生箇所は舵輪が取り付けられている油圧発生装置への接続部であった。 同油圧パイプは、使用年数が不明であり、亀裂を生じた原因も不明であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 不明 なし 本船は、駿河湾を航行中、操舵装置の油圧パイプに亀裂を生じたことから、操舵不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が駿河湾を航行中、操舵装置の油圧パイプに亀裂を生じたため、操舵不能となったことにより発生したものと考えられる。	